



第2章 緑の現況と課題

2-1.本プランにおける「緑」とは

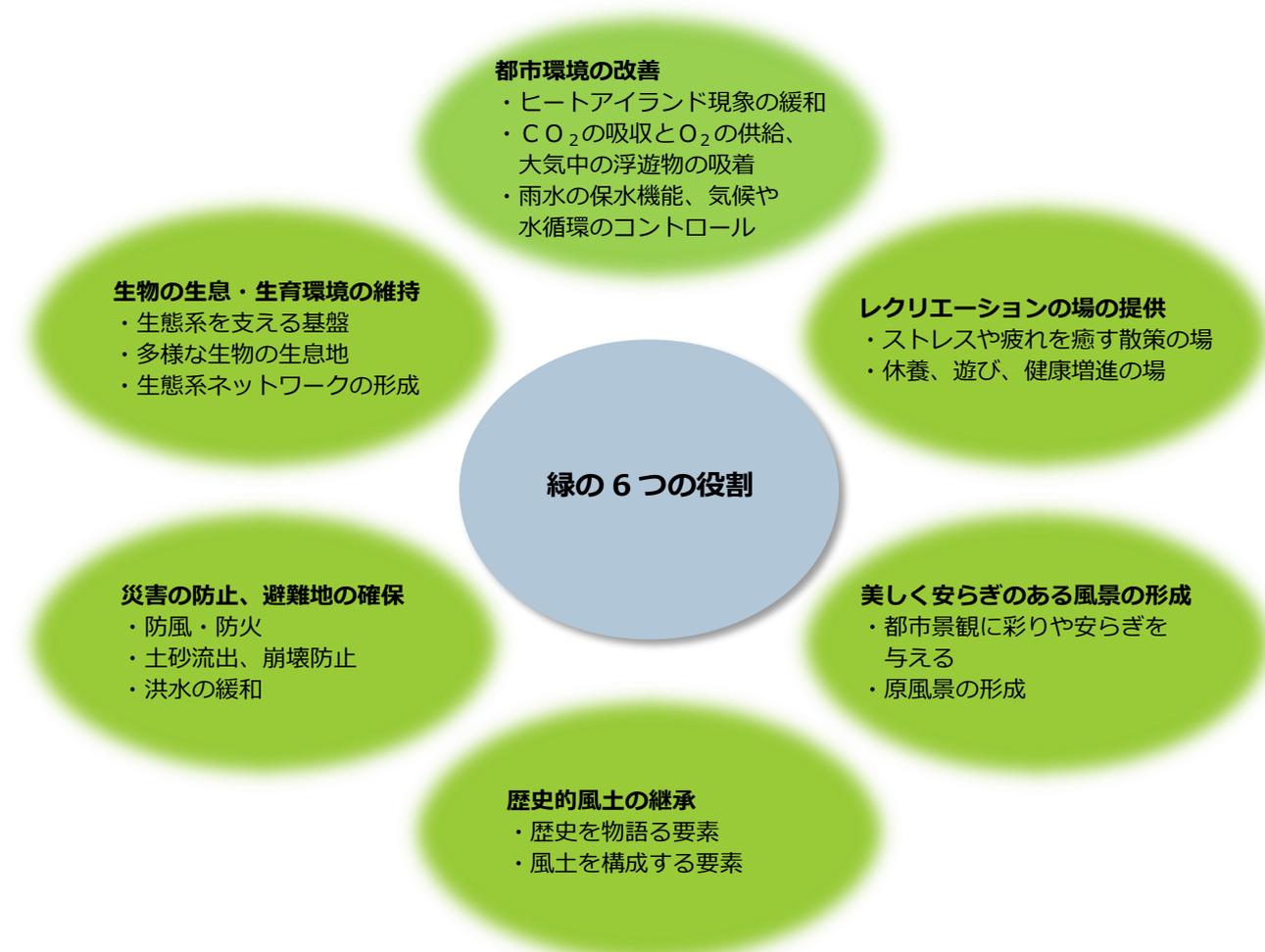
「緑」とは

本プランにおける「緑」とは、樹木や草花などの植物のみを意味するのではなく、それらを含む周辺の土地や空間を意味しており、本プランで対象とする主な「緑」は、以下のとおりです。

- 公園や広場、農地、樹林地、水辺地（河川・海岸等）
- 道路や学校等の公共公益施設の緑地（緑被されたオープンスペース）
- 民有地の樹木等の緑地（緑被されたオープンスペース）

また、緑は、人々の豊かな生活を生み出していくために、精神面、物質面ともに多様な役割を担っており、都市の特性や都市づくりの方向から大きく次の6つの役割が求められています。

【図 緑の6つの役割】



本プランで「緑の量」を把握する際に対象としている「緑被地」は、緑で覆われている土地のことを意味しており、本プランで対象とする主な「緑被地」は、以下のとおりです。

- 山林・樹林地等
- 田・畑・果樹園等
- 水辺地などの自然的土地利用の土地
- 公園や学校等の公共施設における一団の緑被地（300㎡以上）
- ゴルフ場の芝地

一方、本プランで緑の現況を把握する際に対象としている「緑地」は、法や条例、協定などにより規定されている「緑」のことを意味しており、「施設緑地」と「地域制緑地」に分類されます。緑地の分類や内容等については、以下のとおりです。

【図 緑地の分類】

